

令和7年度第1回神奈川県感染症対策協議会 次第

日時 令和7年9月3日（水）

19時00分～20時30分

会場 県庁新庁舎5階 5B会議室

1 議題

- ・麻しんワクチン備蓄・緊急接種の取組について（資料1）

2 報告事項

- （1）神奈川県感染症予防計画の令和6年度の進捗について（資料2－1、2－2）
- （2）新型インフルエンザ等対策市町村行動計画への支援について（資料3）

3 その他

<資料>

- 資料1 麻しんワクチン備蓄・緊急接種の取組について
- 資料2－1 神奈川県感染症予防計画の令和6年度の数値目標の状況について
- 資料2－2 神奈川県感染症予防計画に基づく人材育成について
- 資料3 新型インフルエンザ等対策市町村行動計画への支援について

- 資料1別紙1 麻しん予防接種のためのMRワクチンの確実な供給等に関する要望
- 資料1別紙2 （素案）麻しんワクチン緊急接種事前確認シート
- 資料1別紙3 （素案）麻しんワクチン緊急接種接種者向け案内

- 参考資料1 神奈川県感染症対策協議会設置運営要綱新旧対照表
- 参考資料2 神奈川県感染症対策協議会設置運営要綱改正後全文

**神奈川県感染症対策協議会 委員等名簿**

| NO | 区分            | 氏名     | 所属団体・機関及び職名                                             | 出欠 |
|----|---------------|--------|---------------------------------------------------------|----|
| 1  | 委員            | 森 雅亮   | 東京科学大学 生涯免疫医療実装講座 教授/<br>聖マリアンナ医科大学 リウマチ・膠原病・アレルギー内科 教授 |    |
| 2  |               | 小倉 高志  | 神奈川県立循環器呼吸器病センター 所長                                     |    |
| 3  |               | 川口 浩人  | 公益社団法人神奈川県医師会 理事                                        |    |
| 4  |               | 小松 幹一郎 | 公益社団法人神奈川県病院協会 副会長                                      |    |
| 5  |               | 吉村 幸浩  | 横浜州市市民病院感染症内科長兼感染管理室長                                   |    |
| 6  |               | 山本 哲   | 神奈川県議会厚生常任委員会 委員長                                       |    |
| 7  |               | 山岸 拓也  | 国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所薬剤耐性研究センター第四室室長                     |    |
| 8  |               | 岩澤 聡子  | 防衛医科大学校医学教育部医学科 准教授                                     |    |
| 9  |               | 嶋田 充郎  | 株式会社テレビ神奈川取締役総務局長兼技術局長                                  |    |
| 10 |               | 山崎 元靖  | 神奈川県健康医療局医務担当部長                                         |    |
| 11 |               | 赤松 智子  | 横浜市医療局健康安全全部健康危機管理担当部長（健康安全医務監）                         |    |
| 12 |               | 林 露子   | 川崎市保健所長                                                 |    |
| 13 |               | 三森 倫   | 相模原市保健所長                                                |    |
| 14 |               | 土田 賢一  | 横須賀市保健所長                                                |    |
| 15 |               | 阿南 弥生子 | 藤沢市保健所長                                                 |    |
| 16 |               | 大久保 一郎 | 茅ヶ崎市保健所長                                                |    |
| 17 |               | 守村 妙子  | 神奈川県都市衛生行政協議会代表<br>茅ヶ崎市保健所保健予防課長                        |    |
| 18 |               | 谷河 かおり | 神奈川県町村保健衛生連絡協議会代表<br>大磯町町民福祉部スポーツ健康課長                   |    |
| 19 |               | 本馬 恭子  | 横浜検疫所長                                                  |    |
| 20 |               | 和知 治   | 横浜市消防局救急部長                                              |    |
| 21 | 会長招集者（オブザーバー） | 長崎 康俊  | 公益社団法人神奈川県歯科医師会 副会長                                     |    |
| 22 |               | 横田 弘子  | 公益社団法人神奈川県看護協会 専務理事                                     |    |
| 23 |               | 橋本 真也  | 公益社団法人神奈川県薬剤師会 副会長                                      |    |
| 24 |               | 加藤 馨   | 一般社団法人神奈川県高齢者福祉施設協議会 会長                                 |    |
| 25 |               | 阿南 英明  | 地方独立行政法人神奈川県立病院機構 理事長                                   | 欠席 |
| 26 |               | 多屋 馨子  | 県衛生研究所 所長                                               |    |
| 27 |               | 西海 昇   | 県保健福祉事務所長会代表 厚木保健福祉事務所大和センター所長                          |    |
| 28 |               | 岡部 信彦  | 川崎市健康安全研究所参与                                            |    |

○神奈川県

| NO | 氏名    | 職名              | 備考 |
|----|-------|-----------------|----|
| 1  | 山崎 元靖 | 健康医療局医務担当部長     | 再掲 |
| 2  | 中山 克仁 | 健康危機・感染症対策課長    |    |
| 3  | 由利 直人 | 感染症対策担当課長       |    |
| 4  | 横山 崇  | 感染症対策連携グループリーダー |    |
| 5  | 川田 明美 | 新興感染症対策グループリーダー |    |



# 麻しんワクチン備蓄・緊急接種の取組について

神奈川県 健康危機・感染症対策課  
2025年 9月 3日

0

## 資料目次

- 本日も話したいこと (p.2)
- 取組検討の経緯
  - 麻しんとは (p.3)
  - 背景①～③ (p.4-7)
  - 国への要望提出 (p.8)
  - 対応方針①② (p.9,10)
- 取組の概要
  - 目的 (p.11)
  - 概要 (p.12)
  - 取組のイメージ (p.13-16)
  - 接種対象者 (p.17-19)
  - その他接種者 (p.20)
  - 実施エリア (想定) (p.21)
  - スケジュール(イメージ) (p.22)
  - ワクチン備蓄の規模の考え方 (p.23,24)
  - その他(ワクチン在庫管理) (p.25)
  - (添付資料一覧) (p.26)

- 麻しんのまん延を防止するために、MRワクチンの供給状況に左右されず、緊急接種を円滑に行うことが出来る体制を、新たに構築することとしてはどうか。
- 事務局として想定する「取組のイメージ」などに関して、取組をスムーズかつ効果的に進めるにはどのようにしたらよいか。あわせてご意見を賜りたい。

## 麻しんについて

### 【主な症状】

- 麻しんウイルスによって引き起こされる急性の全身感染症であり、発熱、全身の発しん、また、咳、鼻水、目の充血などが主な症状
- 重症化すると肺炎や脳炎をなどの合併症を引き起こし、死亡する割合は、先進国であっても1,000人に1人と言われている。
- 妊娠中に発症すると流産、早産になることがある。
- 治癒後、数年から数十年で亜急性硬化性全脳炎（SSPE）を発症することがある。

### 【治療方法】

- 特異的な治療法はなく、症状に応じた対症療法が中心となる。

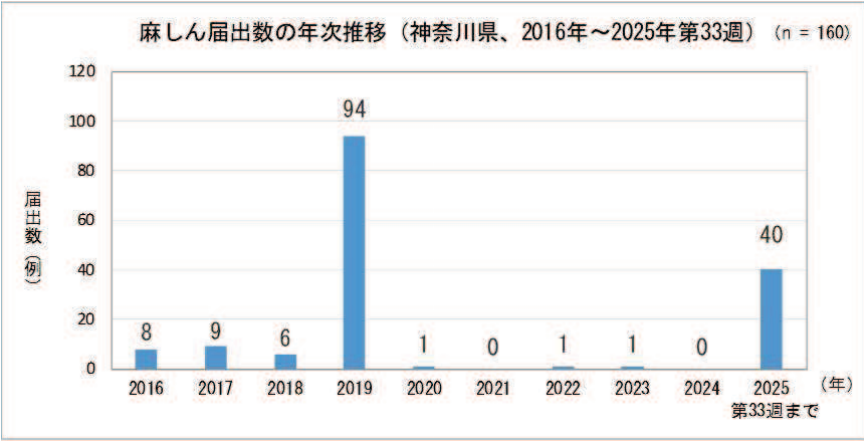
### 【予防と対策】

- 麻しん含有ワクチンの接種が最も有効な予防法である。また、麻しん患者に接触した場合72時間以内にワクチンの接種をすることで、発症を予防できる可能性がある。

### 【感染症法上の位置づけ】

- 5類感染症に分類されるが、感染力の高さから曝露者への対応など迅速な行政対応が求められるため、「全数把握」「直ちに届出」が課せられている。（5類感染症の中で「全数把握」「直ちに届出」が求められているのは、侵襲性髄膜炎菌感染症、風しん、麻しんの3感染症のみ。）

- 新型コロナウイルス感染症流行中は、海外との人の移動が制限されていたこともあり、麻しんの患者数は少なく推移していたが、2025年第9週から海外渡航歴のある麻しんの届出があり、第24週からは、渡航歴のない国内感染例が急増している。



（県衛生研究所HPより）

- 2025年の県内の累計報告数（第1～33週（8月17日まで））は40件となっている。
- 本県の感染報告数（累積報告数）は第33週までで、全国1位

| 神奈川県 | 東京都 | 茨城県 | 千葉県 | 大阪府 | 兵庫県 | <全国> |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 40   | 29  | 22  | 22  | 16  | 13  | 209  |

## 背景②：MRワクチン流通状況

取組検討の経緯

取組の概要



- 令和6年11月から、MRワクチン製造販売業者3社のうち1社の供給が停止されている。
- 令和7年3月11日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡において、「MRワクチンの安定供給が図られている」との記載があるが、本県においては、医療機関が定期接種にあたりMRワクチンの納品待ちをしているなど、供給が円滑に行われているとは言い難い状況にある。

6

## 背景③：緊急接種対応事案の発生

取組検討の経緯

取組の概要



- こうした中、本県では5月に、麻しんの初発患者1例によって10本の緊急接種を実施した事例が発生した。

7

- こうした状況を踏まえ、厚生労働省あて、7月に要望を提出した（別紙1）。

## 【要望の要旨】

1. 公衆衛生の観点から、麻しんに係る緊急接種を予防接種法上の臨時接種※に位置付けること。
2. 緊急接種分を含めた適切なMRワクチンの供給体制の構築を行うこと。

※ 臨時接種…予防接種法において、国は、麻しんを含むA類疾病が全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められ、まん延予防上緊急の必要があると認められるとき、都道府県知事に対し、又は都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。とされている。

- なお、国とのやり取りにおいて、「MRワクチンは、前倒し出荷等の対応を図っており、不足している自治体や医療機関が分かれば、メーカーや卸販売業者への配送依頼等の対応が可能」であることが示されている。

## 対応方針①

- 麻しんの感染力が非常に強く（全員が免疫を持っていない集団で1人から12人～18人が感染。インフルエンザは、1人～2人）、免疫がなければほぼ100%発症するものであることを踏まえると、1例でも感染が確認されれば、その接触者への緊急接種を行い、感染拡大の芽を都度速やかに摘む必要がある。
- 目標となる定期接種率（95%）に届いていない※ことや、定期接種の制度上、麻しん定期接種を1回しか行っていない年齢層（35歳～53歳頃）がいることで、社会的に抗体を十分に持たない方が存在するため、急速かつ広範囲に感染が拡大することが懸念される。

※ 麻しんワクチンの定期接種率…麻しん排除状態を維持するためには2回の接種率をそれぞれ95%以上にする必要があるところ、本県の5年度の麻しんワクチン定期接種率は1回目94.6%、2回目90.2%となっている。

**そこで、緊急的に麻しん対策の取組を検討することとした。**

## 取組の考え方

### 1 何のために、何をするのか

- 麻しんの感染拡大を防止するため、麻しん患者との接触者として保健所が特定した者のうち希望者が、速やかに緊急接種を行う体制を構築する。

### 2 体制構築の要件は何か

- 72時間以内に接種できる仕組みであること（県民が接種可能な医療機関に短時間でアクセスできること。土日でも接種可能であること。）
- MRワクチンの供給がスムーズに行われ、または一時的に止まっても、接種できる仕組みであること
- 費用負担（最大12,000円程度）があることによる接種回避を防ぐこと

## 目的

- 麻しん患者との接触後72時間以内にMRワクチンを緊急的に接種することで、発症を予防できる可能性がある（「医療機関での麻疹対応ガイドライン」第七版（国立感染症研究所））。そこで、**麻しんの発症予防及びまん延防止の観点から、麻しん患者との接触者のうち希望者が、円滑に緊急接種を行うことができる体制を整備**する。
- 未使用ワクチンの廃棄回避の観点から、使用期限（1年）の迫ったMRワクチンについては、1歳以上で2回の接種記録が確認できていない医療機関職員（派遣職員、委託職員を含めて、事務職、医療職の全ての職種の者、実習生を含む）への接種※1にも用いることができるとし、麻しん感染発生時の医療提供体制の強化を図る。

※1 医療関係者等への接種…『医療機関での麻疹対応ガイドライン（第七版）』（国立感染症研究所）では、医療関係者は麻しんウイルスの曝露を受ける頻度が高く、発症することによる当該医療機関受診者及び周りの医療関係者への影響が大きいことから、すべての職員（事務職員を含む）及び実習生への予防接種の実施を推奨している。

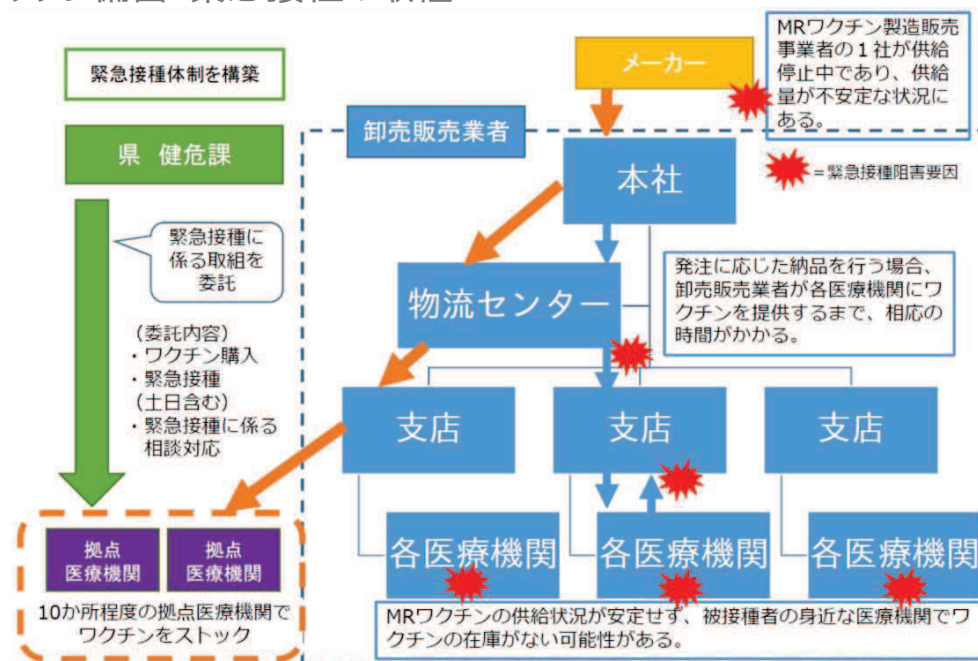
- 麻しん患者との接触者として保健所が特定した者のうち希望者が、休日等も含め常時接種可能な医療機関に短時間でアクセスでき、MRワクチンの供給状況に左右されずに緊急接種できる体制を整備する。
- また、接種費用の自己負担があることによる接種回避を防ぎ、麻しんのまん延防止につなげるため、緊急接種に係る費用を県が負担することを検討する。

- 県内10か所程度を麻しん緊急接種の拠点医療機関<sup>※1</sup>として定め、各医療機関への委託事業としてMRワクチンの購入・管理、緊急接種への対応、緊急接種希望者への相談対応を行う。

⇒ 接種対象者については、p.16

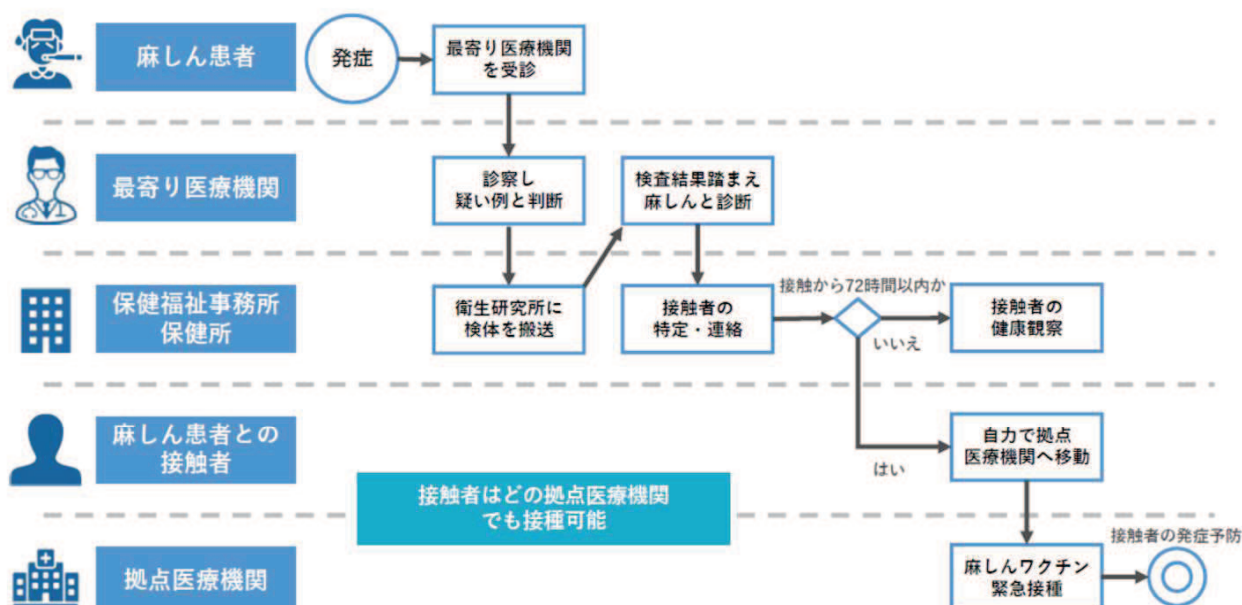
- ※1 地域の感染症対策のリーディングホスピタルである第二種感染症指定医療機関等を候補とし、地域的偏りを解消した上、各保健所設置市及び保健所の意見を踏まえ、拠点医療機関を選定する。

## ● 麻しんワクチン備蓄・緊急接種の取組



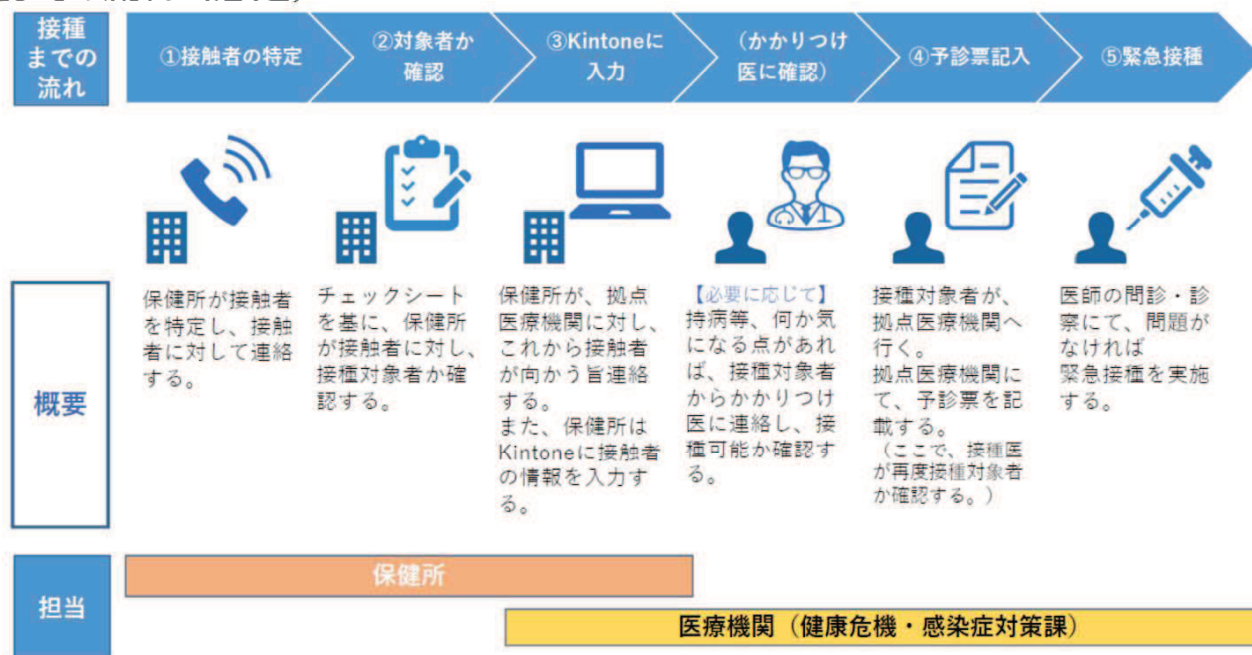
14

## ● 麻しんワクチン緊急接種フロー



15

## ● 接種までの流れ（想定）



# 接種対象者

- 本取組における接種対象者は、麻しんが保健所等による積極的疫学調査の対象となっていること、72時間以内の緊急接種を行うことによって発症の予防が期待されることから、次頁のとおりとする。

## 本取組における緊急接種対象者

1. 保健所により特定された「接触者」であること
2. 次の(1)～(4)に全て合致すること。または(5)に合致すること。

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) | 生後6か月以上の人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| (2) | 1972年10月1日以降に生まれた人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| (3) | 麻しん患者と最初に接触してから72時間以内の人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| (4) | <p>麻しんに感染したことがない人で、かつ、下記いずれかに該当する人</p> <p>※1歳以上での接種歴は「記録」で確認すること（0歳での接種は回数に含めない）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ワクチン未接種</li> <li>・ ワクチンの接種歴が1回の人</li> <li>・ ワクチン接種歴が不明の人</li> <li>・ ワクチンの接種歴が2回だが、2回接種後の抗体検査により抗体価が低い(※)ことが分かっていたが未接種であった人（4回以上の接種は推奨されていません）</li> </ul> <p>※ EIA法(IgG)16.0未満、中和法1:4以下、FIA法 抗体価1.5AU未満</p> |
| (5) | (1)～(4)には該当しないが、 <b>保健所において特に緊急接種が必要と判断される人</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

## 本取組における緊急接種対象者（つづき）

3. MRワクチンの「接種不適当者」に該当しないこと。  
 例) 妊娠をしている人 及び 妊娠している可能性がある人  
 ※ 詳細は、別紙3を参照
4. 県緊急接種の取組による予防接種を希望すること。

⇒ 1～4すべてに合致する場合、保健所より県緊急接種実施医療機関を案内する。

ただし、拠点医療機関において接種医の判断により、接種不適当と判断される場合がある。

- 未使用ワクチン廃棄回避の観点から、使用期限の迫ったMRワクチンは医療関係者等への接種用としても活用できることとする。

### 医療関係者等として接種を推奨する方

- 医療関係者（事務職、医療職、学生を含めて、受診患者と接触する可能性のある常勤、非常勤、派遣、アルバイト、実習生、指導教官、業務として医療機関に出入りする者等に加えて、救急隊員、処方箋薬局で勤務する者を含む）※<sup>1</sup>のうち、1歳以上で2回の接種記録がないと判断された者。
- 接種は、拠点医療機関においてガイドライン※<sup>2</sup>に準じて実施。

※<sup>1</sup> 『医療関係者のためのワクチンガイドライン 第4版』（一般社団法人 日本環境感染学会）

※<sup>2</sup> 『医療機関での麻疹対応ガイドライン 第七版』（国立感染症研究所 感染症疫学センター）

## 実施エリア（想定）

- 麻しんは感染性のある患者の移動により広域に拡散する可能性がある感染症であり、接触者が保健所管轄域を超えて発生する特徴があるため、まん延防止は広域的に取り組む必要がある。
- よって、県域のみならず、保健所設置市を加えた全県で取り組むことを想定。

| 8月                                                                                                                                                                                       | 9月                                                                                                                                                             | 10月                                                                                       | 11月                                                               | 12月                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 団体調整 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厚労省</li> <li>・ 県保健福祉事務所</li> <li>・ 保健所設置市</li> <li>・ 病院協会様</li> <li>・ 医師会様</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 団体調整 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県感染症対策協議会の開催</li> </ul> </li> <li>○ 医療機関調整</li> <li>○ 委託内容調整</li> </ul> | <p><b>予算議決(想定) ※</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 拠点医療機関との委託契約</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 拠点医療機関がワクチン購入</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急接種事業スタート</li> </ul> |

※ 実施には、予算の議決が必要です。

## ワクチン備蓄の規模の考え方

- 麻しんの初発患者 1 例により、緊急接種を10本実施した事例がある。
- 現在のMRワクチンの供給状況と国による対応を踏まえ、定期接種の実施に支障を生じさせずに緊急接種に対応できる数量として、当面の間、次の量を見込む。
  - 拠点医療機関ごとに、緊急接種 5 例～20例に対応できる50本～200本（地域の人口に応じて傾斜配分する想定）
  - 全県では最大700本を備蓄することとする。
- 備蓄量は、緊急接種の状況や、ワクチンの供給状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行っていく。

## ワクチン備蓄の規模（取組開始年度）

取組検討の経緯

取組の概要



| 地域  | 域内の人口<br>(R6.10.1時点) | 傾斜配分<br>比率 | ワクチン<br>購入数<br>(想定) | 備考                                                                 |
|-----|----------------------|------------|---------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 横浜市 | 約377万人               | 4          | 200                 | 1 医療機関                                                             |
| 川崎市 | 約155万人               | 2          | 100                 | 1 医療機関                                                             |
| その他 | 100万人以下              | 1          | 各50                 | 各地域で1 医療機関。（茅ヶ崎保健所管内の医療機関、鎌倉保健福祉事務所管内の医療機関についても、所在地人口によりここに位置付ける。） |

24

## その他

取組検討の経緯

取組の概要



### ＜ワクチン在庫管理＞

- 県・各拠点医療機関・保健所が、各拠点医療機関のワクチン在庫状況をリアルタイムで把握する仕組みを構築する予定。これにより、スムーズな緊急接種の実施につなげる。

25

- 別紙 1 : 国への要望  
「麻しん予防接種のための M R ワクチンの確実な供給等に関する要望」
- 別紙 2 : (素案) 麻しんワクチン緊急接種 事前確認シート  
※ 主に保健所での確認用に作成しているものです。
- 別紙 3 : (素案) 麻しんワクチン緊急接種 接種者向け案内  
「麻しん含有ワクチン (麻しん風しん混合ワクチン) の緊急接種を希望される方へ」

## 本日お諮りしたいこと (再掲)

- 麻しんのまん延を防止するために、M R ワクチンの供給状況に左右されず、緊急接種を円滑に行うことが出来る体制を、新たに構築することとしてはどうか。
- 事務局として想定する「取組のイメージ」などに関して、取組をスムーズかつ効果的に進めるにはどのようにしたらよいか。あわせてご意見を賜りたい。